

番号	1
項目	私たちは、戦争・対立のない平和な世界を実現させるためには、「国益」とそれを支える「愛国心」にこだわる姿勢から脱却し、一人ひとりの人間が平和と公正を目ざす姿勢を形成する教育が必要であると考えます。 そのために、学校教育における国旗・国歌の強制をしないよう貴職らに求めます。
(回答) 学校教育における国旗・国歌については、学習指導要領の「特別活動」において、「入学式や卒業式などにおいては、その意義を踏まえ、国旗を掲揚するとともに、国歌を斉唱するよう指導するものとする。」と示されております。 国歌の指導に関しては、教育活動の一部または全部に参加できない意思を示す児童・生徒がいた場合、その思いを尊重するとともに、指導にあたっては、児童・生徒の実態をふまえながら、参加のあり方について、児童・生徒の気持ちに寄り添った丁寧な対応を心がけてまいります。	
担当	教育委員会事務局 指導部 初等・中学校教育担当 電話 06-6208-9186